

鳥取県告示第224号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年4月1日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人日翔会 理事長 湖山 泰成	日野郡日野町根雨 730	福祉用具貸与販売事業 所あいご	日野郡日野町根雨899 - 1	平成20年3月21日